柔道整復療養費に関する議論の整理(案)

平成 28 年〇月〇日 医療保険部会 柔道整復療養費検討専門委員会

当専門委員会は、平成 28 年 3 月 29 日以降、中・長期的な視点に立った柔道整復療養費の在り方について検討を行ってきた。

平成7年の医療保険審議会柔道整復等療養費部会における柔道整復療養費に係る意見の取りまとめから20年以上が経過し、柔道整復を取り巻く環境は大きく変化している。柔道整復療養費の支給額は、平成25年度においては国民医療費約40兆円のうち約4千億円を占めている。

また、在宅医療・在宅介護を推進し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう地域包括ケアシステムを構築する中で、柔道整復師の担う役割は重要である。

一方で、近年、療養費の悪質な不正請求事案の存在が指摘されている中で、 不正請求への対策を講じることは喫緊の課題である。

こうした視点を踏まえ、当専門委員会においてこの間行った議論について、 以下のとおり整理する。

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 柔道整復療養費の支給対象については、「柔道整復師の施術料金の算定方法」 (昭和33年9月30日付け保発第64号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の 算定基準の実施上の留意事項等について」(平成9年4月17日付け保険発第 57号。以下「留意事項通知」という。)や質疑解釈(事務連絡)によって示さ れている。
- 留意事項通知において、療養費の支給対象の負傷の範囲に関して用いられている「亜急性」の文言については、医療保険の療養費として支給する範囲を見直すべきとの意見や見直しは必要ない等様々な議論があったが、「亜急性」の文言について、「亜急性の外傷」という表現は医学的に用いられることはな

いとの意見を踏まえ、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容を踏まえた見直しを行うことを検討すべきである。

(参考)政府の答弁書では「「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性 のものに準ずることを示すもの」としている。

O また、支給対象について、近接部位の該当性など判断に迷う事例が多く、 統一的な運用とするために支給基準の更なる明確化を図るべきとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、厚生労働省は、全国健康保険協会都道府県支部及び 国民健康保険団体連合会に設置された柔整審査会(以下「柔整審査会」という。) において判断に迷って合議が必要となった事例等を収集し、必要に応じて専門 家に相談し、来年度を目途に整理した上で公表するべきである。また、整理し た事例については、当専門委員会に報告し、今後、必要に応じて改訂するべき である。

2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- 〇 これまで講じてきた療養費の適正化策の影響を逃れるため、同一患者について負傷と治癒が繰り返されるといった、いわゆる「部位転がし」という請求方法が新たな不正請求の手口として指摘されている。
- こうした事例に対応するため、これまでの多部位、長期又は頻回の施術内容に重点をおいた審査の手法に加え、いわゆる「部位転がし」等の不正の疑いの強い請求を抽出し、重点的な審査を実施するなど、不正請求への対応を強化すべきである。
- 審査の重点化に向けて、柔整審査会における統一的な審査基準を策定する ため、厚生労働省は、柔整審査会の協力の下、支給対象の明確化に向けて収 集した事例を基に、審査基準を策定するべきである。
- O また、来年度から、柔整審査会の権限を強化し、傾向審査や縦覧点検の実施の結果、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提出や説明の求めに応じることとするべきである。
- 適正な保険請求を担保するため、現在、療養費の支給の申請にあたって、 3部位目以上の施術に限っては柔道整復施術療養費支給申請書(以下「支給

申請書」という。)に負傷原因の記載を求めているが、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに議論が必要である。

○ 著しい長期・頻回事例における療養費の算定基準に回数制限を設けること については、長期・頻回事例における患者の状態に関するデータがないこと から、原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータを収集し、データの解析 を進めた上で検討するべきである。

3. 療養費詐取事件等への対応の強化

- 〇 昨年の療養費詐取事件については、社会的問題として捉えられていることから、不正請求の疑いがある施術所に対する対応については、「2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化」で提示したとおり、調査を行い、調査の結果、不正請求が判明した場合は、当該施術所を管轄する地方厚生(支)局に対して情報提供を行い、当該地方厚生(支)局における指導・監査につなげるべきである。そのため、地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制を強化するべきである。
- 地方厚生(支)局による個別指導・監査の早期着手を可能とするため、保 険者又は柔整審査会は、不正請求の疑いが強い施術所に係る的確な情報提供 を積極的に行うこととし、必要な情報提供の内容や個別指導・監査を実施す る際の手続の迅速化の仕組みを検討するべきである。
- 〇 その上で、不正請求が明らかになった施術所に対しては、「柔道整復師の施術に係る療養費ついて」(平成22年5月24日付け保発05254第2号)による受領委任の取扱いに係る協定又は契約(以下「協定・契約」という。)に定める「受領委任の取扱いの中止」を躊躇なく確実に運用するべきである。
- 白紙署名の問題に関し、実際に患者が受療しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施するべきである。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入するべきである。

○ また、不必要に多部位・多回数を利用しているという問題のある患者については、保険者において、受領委任払いではなく、償還払いしか認めないようにする権限を与えるべきとの意見があった。この点については、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱いなど事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 療養費の受領委任を取り扱う施術管理者について、柔道整復師の資格があれば保険請求の知識・経験等を問わず施術管理者になれる点や、継続的に施術管理者としての適性を確認する仕組みがない点について、見直すべきではないかとの意見があった。
- 施術管理者が受領委任に係る取扱い全般を管理する仕組みは、適正な保険 請求を担保するために導入されたものであるが、関係法令及び通達の遵守を 徹底し、その適格性を担保する観点から、要件の強化が必要である。このた め、「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」における議論を踏 まえつつ、施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導 入に向けて検討すべきである。
- 新たな仕組みの導入に当たっては、実務経験の確認方法、研修受講を要件とする場合の研修の内容や認定方法、研修修了者の識別方法、不正への対応、更新制の要否等、慎重な検討を要する実務上の課題が多くある。厚生労働省は、具体的な仕組みについて早急に検討を開始し、具体案について当専門委員会に報告するべきである。この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討すべきである。
- O また、初検時相談支援料について、9割以上が初検料と併算定されている 現状に照らし、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう施術管 理者の実務要件や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術 所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討すべきである。この 検討については、施術管理者の要件に係る検討と併せて行うことが適当であ る。

<u>5. その他</u>

- (1) 療養費・往療料の在り方
- 療養費の料金改定については、これまでの適正化の流れを踏まえつつ、適 正な請求を行う施術者が正当に評価されるよう、整復料等にウエイトを置い た評価を行うべきである。
- 〇 同一建物の複数患者への往療については、公平性や適正化の観点から、保険者による判断や建物の形態によって往療料の算定に差異がある現行の支給基準を改め、「同一建物居住者」(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に掲げる建築物に居住する複数の者)であるか否かによって判断するよう改めるべきである。
- 施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介 を受け、その結果なされた施術については、健康保険法の趣旨からみて不適 切であり、療養費支給の対象外とするべきである。

(2) 電子請求の導入等について

- 〇 支給申請書様式は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号)別紙様式第 5 号において示されているところであるが、実態として、施術者によって使用する様式が異なっており、審査に支障を来しているとの指摘を踏まえ、様式を統一するよう再度周知するべきである。
- 電子請求の導入に向けて、情報セキュリティに配慮しつつ、署名・押印を 求める現行の用紙による請求方式の例外として、電子請求に係るモデル事業 を実施するべきである。当該モデル事業の結果を踏まえ、今後の電子請求の 導入について検討すべきである。
- (3) あん摩・マッサージ・指圧師、はり師又はきゅう師の施術に係る療養費との併給
- あん摩・マッサージ・指圧師、はり師又はきゅう師の施術に係る療養費 との併給について、保険者の協力を得て、実態把握を行うべきである。